

提出された意見とこれに対する考え方(条文修正関係)

意見番号	該当箇所	提出された意見の概要	種別	修正の可否	意見に対する考え方(案)
5	前文	(1) 「高齢化社会に向けての移動手段の確保等」とあるが意味が理解できない。	条文修正	原案のとおり	自動車等の代替となる移動手段となることを意味しており、原案のとおりといたします。
5	前文	(2) 「環境の保全、健康寿命の・・・未来を開くことができる乗り物です。」の部分が目的にも出てくるが、高齢化社会に向けての部分は言及していないのか。	条文修正	原案のとおり	健康寿命の延伸で言及しており、原案のとおりといたします。
7	前文第1第3	(1) 第1項で、前文では健康寿命の延伸、高齢化社会に向けての移動手段の確保が自転車の特性として触れられているが、「特性を最大限に活用した自転車の利用」の部分では触れられていない。自転車を日常的に利用することで、前文の特性が発揮できるのであり、第3の第1項でも触れるべきである。	条文修正	修正(前文、第1、第3)	自転車の特性は環境面や観光面以外にもあることから、これらが読み取れるように第3の第1項を修正します。前文および第1の同様の部分も、併せて修正します。
7	第2第7	(3) 県内の既存の自転車関係団体との連携について触れられておらず、県内の既存の団体は、本条例の推進の上では全く考慮されていないように読み取れる。本条例の推進の上で連携が不可欠であり、県内の既存の自転車関係団体との連携について規定すべきである。	条文修正	修正(第2、第6)	交通安全団体とともに、自転車関係団体や連携についても規定します。
8	第2	(1) 定義について、車両、自動車等、道路、歩道、自転車道を定義されたい。	条文修正	原案のとおり	車両、自動車等や歩道はそれぞれの条の中で規定していること等から、原案のとおりといたします。
2	第3	(1) 県の役割の1つとして、より安全な道路の整備を位置付けていただきたい。	条文修正	原案のとおり	道路の整備については、第17の第1項で県の努力義務を規定していることから、原案のとおりといたします。
4	第4、第5、第6	(1) 県民の役割、事業者の役割、交通安全団体の役割は、「責務」とした方がよいのではないかと。	条文修正	原案のとおり	他の県条例との均衡を図る必要があることから、原案のとおりといたします。
2	第6	(2) 交通安全団体の役割として、自動車の運転免許を受けた者に対する自動車を運転する時の自転車に配慮した運転に関する啓発を行うことを盛り込んでいただきたい。	条文修正	原案のとおり	第6の第1項の自転車の安全で適正な利用の促進に資する活動を積極的に推進する中で対応することとし、原案のとおりといたします。
4	第7	(2) 第2項で県が必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うとなっているが、「必要な情報の提供、助言、支援および調整を行う」ではないのか。	条文修正	原案のとおり	県が事務の一部のみを行う可能性があることから、原案のとおりといたします。
2	第8	(2) 自動車の運転免許を受けた者に対して、自動車を運転する時の自転車に配慮した運転教育を行うことを盛り込んでいただきたい。	条文修正	修正(第8)	第8の第2項に自動車の運転免許を受けた者に対して、歩行者および自転車が道路を安全通行することができるように配慮して運転するように啓発することを追加して規定します。
4	第8	(3) 第2項で自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行う場合として自動車等の運転免許を受けたに限定しているが、自動車等の運転免許を受けた者だけが受講することができる講習その他学習の機会があれば、その旨を記載すべきではないかと。	条文修正	原案のとおり	免許の取得時、更新時等の講習のみを例示し、その他のものは、その他の学習の機会を利用して行うこととしており、原案のとおりといたします。
5	第8	(4) 第3項で県は高齢者にヘルメット着用を推奨し、第10の第4項では同じ内容で地域住民は努めるとなっているが、整合性を取ってほしい。	条文修正	修正(第10)	<u>第10の第4項で、地域の住民が乗車用ヘルメットの着用が必要な者に対し必要な助言等を行うように修正します。</u>
1	第9	学校での自転車教育について、大学生も対象にしてはどうか。	条文修正	原案のとおり	大学生に対する自転車教育については、一般の県民の皆さんに対する自転車交通安全教育の中で行うこととしており、原案のとおりといたします。

提出された意見とこれに対する考え方(条文修正関係)

意見番号	該当箇所	提出された意見の概要	種別	修正の可否	意見に対する考え方(案)
4	第10	(5) 第4項で地域の住民が、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用についての助言、援助を行うこととされているが、幼児、児童または生徒に対しても、乗車用ヘルメットの着用についての助言、援助を行うべきではないか。	条文修正	修正(第10)	<u>第10の第4項で、地域の住民が乗車用ヘルメットの着用が必要な者に対し必要な助言等を行うように修正します。</u>
6	第10	(1) 家庭および地域における自転車交通安全教育等について、無灯火の防止、片手運転の防止、スマホ・イヤホンの禁止、左側通行の励行を入れてほしい。	条文修正	原案のとおり	第12の自転車の安全で適正な利用の中で対応することとし、原案のとおりといたします。
5	第12	(5) 道路交通法第63条の9で制動装置を規定しているが、わかりやすい内容で本条例案にも入れたほうがよいと思う。	条文修正	原案のとおり	第12の第1項の自転車関係法律の遵守の中で対応することとし、原案のとおりといたします。
6	第12	(2) 自転車の安全で適正な利用について、第5項第2号の警音器は、声の出ない人のみ使用を認め、不要である。左側通行の励行を入れてほしい。	条文修正	原案のとおり	警音器は、法律で一定の場合には使用が認められており、原案のとおりといたします。左側通行の励行については、上記(1)のとおりです。
3	第14	また、自転車利用者とは、自転車に乗る人だけでなく、自転車を事業活動に利用する事業者も含んでいるという理解しているが、含まれていない場合は別途自転車を事業活動に利用する事業者の責務も記載しても良いと思う。	条文修正	修正(第14)	自転車を事業活動に利用する事業者も対象となることを明確にするため、第14に自転車を事業活動に利用する事業者に対する加入義務を追加して規定します。
3	第14	自転車利用者との最大の接点の1つが自転車小売業者が自転車を販売する場面であるので、自転車小売業者の役割(保険加入有無の確認・情報の確認)を規定していただきたい。自転車損害賠償保険等の加入有無を確認し、正しく情報を提供することが県民の自転車損害賠償保険等の普及促進に繋がるものとする。ただ、条文に記載せずに、実際の普及活動で促すことも可能とは思ふ。	条文修正	修正(新第15)	自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、自転車損害賠償保険等の加入の確認に関する自転車小売業者の役割を新たに規定します。
5	(第2)	(3) 定義の中で、レンタサイクル事業者が必要ではないか。レンタルする場合にこの条例の内容すべてが利用者として適用することに不具合がないか検証が必要かと思う。レンタル事業者の責務を加える方がよいのではないか。	条文修正	修正(新第15)	自転車損害賠償保険等の加入の確認に関する自転車貸付業者の役割を新たに規定します。
7	第17 第18	(2) 自転車の日常利用では雨天時や長距離の移動には公共交通との連携が望ましい。また、観光においても、公共交通機関での来県を促すことで、環境面にも貢献できることから、公共交通機関との連携について触れるべきである。	条文修正	修正(第18)	第18の第2項に公共交通機関との協働を規定します。
8	第17	(2) 道路環境の整備について、自転車の通行することのできる路側帯および自転車横断帯については、削除されたい。また、自転車利用者等にわかりやすい標識標示類の整備および適正化に努めることを追記されたい。	条文修正	原案のとおり	自転車の通行可能な路側帯や車道における自転車横断帯は設置が認められていることから、原案のとおりといたします。また、標識標示類の整備等は、その他必要な道路環境の整備の中で対応することとし、原案のとおりといたします。
4	第17	(7) 自転車横断帯の設置については、平成23年の警察庁通達と矛盾が生じるため、削除すべきではないか。	条文修正	原案のとおり	車道における自転車横断帯の設置は認められていることから、原案のとおりといたします。
4	全体	(8) 前文に規定されている自転車に関して県が先導的な役割を担い、先進的な取組を実施することを強く推進するためには、県としての具体的な自転車施策の実施計画の策定を条例に定めるべきではないか。	条文修正	原案のとおり	自転車施策の実施計画の策定については、今後検討されるよう要請し、条例では規定せず、原案のとおりといたします。
7	全体	(4) 日常利用の促進について、第4の第1項で県民が「自主的に」取り組むとしか記されていない。「適正に」という言葉が多用されることにより、本文では自主的に取り組むとしか記されていない日常利用の促進が制限される印象を受ける。法律、条例などのルールを守るのは安全のためであることから、「安全」が規定されていれば、あえて「適正な」という言葉を何度も使用すべきではない。	条文修正	原案のとおり	条例案要綱の中では「自転車の安全で適正な利用の促進」という用語を一体的に使用することとしており、原案のとおりといたします。